

県南広域振興局長告示第14号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年1月16日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 道路の位置 西磐井郡平泉町平泉字志羅山56番24及び56番25
- 2 指定図 別紙のとおり。「別紙」は、省略し、県南広域振興局一関総合支局土木部及び平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。